

本文書は、日本企業の中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

外国投資家による国内企業買収の安全審査制度実施に係る商務部の規定
（商務部公告 2011 年第 53 号として 2011 年 8 月 25 日発布、2011 年 9 月 1 日施行）

第 1 条 外国投資家による国内企業買収が「外国投資家による国内企業買収に係る安全審査制度の確立に関する国务院弁公庁の通知」で明確にされている買収安全審査範囲に該当する場合には、外国投資家は、商務部に対し買収安全審査申請を提出しなければならない。

2 又は 2 以上の外国投資家が共同買収する場合には、共同で、又は一方の外国投資家に定めて（以下「申請者」という。）、商務部に対し買収安全審査申請を提出することができる。

第 2 条 地方商務主管部門は、「外国投資家による国内企業買収に関する規定」、「外商投資企業の投資家の出資持分変更に係る若干の規定」及び「外商投資企業による国内投資に関する暫定規定」等の関係規定に従い買収取引申請を受理する場合において、買収安全審査範囲に該当しながらも申請者が商務部に対し買収安全審査申請を提出していないものについては、一時的に手続を停止し、かつ、5 業務日以内に、商務部に対する買収安全審査申請の提出を書面により申請者に要求し、同時に関係状況を商務部に知らせなければならない。

第 3 条 外国投資家が国内企業を買収する場合において、国务院の関係部門、全国的な業種協会、同業企業及び川上・川下企業は、買収安全審査を行う必要があると認めるときは、商務部に対して買収安全審査実施の申入れをし、かつ、関係状況の説明（買収取引の基本状況及び国の安全に対する具体的影響等を含む。）を提出することができ、商務部は利害関係者に関係説明の提出を要求することができる。買収安全審査範囲に該当する場合には、商務部は、5 業務日以内に連席会議に対して申入れをしなければならない。買収安全審査を行う必要が確かにあると連席会議が認めた場合には、商務部は、連席会議の決定に基づき、買収安全審査申請を本規定に従い提出するよう外国投資家に要求する。

第 4 条 商務部に対し買収安全審査の正式申請を提出する前に、申請者は、その国内企業買収の手続上の問題について商務部に対し相談申請を提出し、事前に関係状況を意見交換することができる。当該事前相談は正式申請提出の必須の手続ではなく、相談に係る状況は拘束力及び法的効力を有さず、正式申請提出の根拠とはされない。

第 5 条 商務部に対し買収安全審査の正式申請を提出する際には、申請者は、次に掲げる文書を提出しなければならない。

- (一) 申請者の法定代表者又はその授権代表の署名を経た買収安全審査申請書及び取引状況説明
- (二) 公証を経て、かつ、法により認証された外国投資家の身分証明又は登録登記証明及び資金信用証明文書並びに法定代表者の身分証明又は外国投資家の授権代表委託書及び授権代表の身分証明

- (三) 外国投資家及び関連企業（その実質的支配者及び共同行為者を含む。）の状況説明並びに関連国政府との関係説明
- (四) 被買収国内企業の状況説明、定款、営業許可証（写し）、前年度の会計監査を経た財務諸表、買収前後の組織構造図並びに投資先企業の状況説明及び営業許可証（写し）
- (五) 買収後に設立予定の外商投資企業の契約、定款又は組合契約及び各出資者によって委任予定の董事会メンバー、招聘予定の総経理又は組合員等の高級管理職の名簿
- (六) 出資持分買収取引の場合、出資持分譲渡合意又は外国投資家による国内企業増資引受に係る合意、被買収国内企業の出資者決議又は出資者総会決議及び相応の資産評価報告を提出しなければならない。
- (七) 資産買収取引の場合、国内企業の権限機構又は財産権所有者が資産売却に同意する旨の決議、資産購入合意（購入予定資産の目録及び状況を含む。）、合意の各当事者の状況及び相応の資産評価報告を提出しなければならない。
- (八) 外国投資家が買収後に享有する議決権の、出資者会又は出資者総会及び董事会決議並びに組合の事務執行に対する影響についての説明、国内企業の経営意思決定、財務、人事又は技術等の実質的支配権が外国投資家又はその国内外の関連企業に移転することになるその他の状況についての説明並びに上記の状況に関連する合意又は文書
- (九) 商務部が要求するその他の文書

第6条 申請者が提出した買収安全審査申請文書が、不備がなく、かつ、法定要求に適合する場合には、商務部は、申請を受理した旨を書面により申請者に通知しなければならない。

買収安全審査範囲に該当する場合には、商務部は、15 業務日内に書面により申請者に告知し、かつ、その後 5 業務日内に、外国投資家による国内企業買収に係る安全審査の部門間連席会議（以下「連席会議」という。）に対して、審査の実施を要請する。

申請を受理した旨が書面により申請者に通知された日から 15 業務日内は、申請者は買収取引を実施してはならず、地方商務主管部門は買収取引を審査認可してはならない。15 業務日後、商務部が書面により申請者に告知していない場合には、申請者は、国の関係法令に従い、関連手続をすることができる。

第7条 商務部は、連席会議の書面審査意見を受領した後 5 業務日内に、審査意見を申請者（又は当事者）及び買収取引の管理に責任を負う地方商務主管部門に対して書面により通知する。

- (一) 国の安全に影響を及ぼさないものについては、申請者は、「外国投資家による国内企業買収に関する規定」、「外商投資企業の投資家の出資持分変更に係る若干の規定」及び「外商投資企業による国内投資に関する暫定規定」等の関係規定に従い、相応の管理権限を有する関連主管部門において買収取引手続をすることができる。
- (二) 国の安全に影響を及ぼすおそれがあり、かつ、買収取引がなお実施されていないものについては、当事者は、取引を終了しなければならない。申請者は、買収取引の調整及び申告文書の修正を経て再審査を受けなければ、買収取引を申請及び実施してはならない。
- (三) 外国投資家による国内企業買収行為が国の安全に対して重大な影響を既に及ぼし、又は及ぼすおそれのある場合には、連席会議の審査意見に基づき、商務部は、関係部門と共に当事者の取引を終了させるか、又は関連出資持分若しくは資産の譲渡その他有効な措置を講じ、もって国の安全に対する当該買収行為の影響を除去する。

第8条 商務部が連席会議に対し審査を付託した後、申請者は、申告文書を修正し、買収取引を取り消し、又は連席会議の要求に応じて資料を補充提出若しくは修正する場合には、商務部に対して関連文書を提出しなければならない。商務部は、申請報告及び関係文書を受領した後、5業務日以内に連席会議に提出する。

第9条 外国投資家による国内企業買収については、取引の実質的内容及び実際の影響から、買収取引が買収安全審査の範囲に該当するか否かを判断しなければならない。外国投資家は、いかなる方式（名義借り、信託、マルチレベル再投資、リース、貸付け、変動持分事業体及び国外取引等の方式を含むがこれらに限らない。）によっても、買収安全審査を実質的に回避してはならない。

第10条 外国投資家による国内企業買収であって連席会議に対して審査が付託されていないもの又は連席会議が審査を経て国の安全に影響を及ぼさないと認めたものについて、その後買収取引の調整、関係合意文書の修正、経営活動の変更その他の変化（国外における実質的支配者の変化等を含む。）が発生したことにより、当該買収取引が「外国投資家による国内企業買収に係る安全審査制度の確立に関する国务院弁公庁の通知」で明確にされている買収安全審査範囲に該当することになった場合には、当事者は、関係取引及び活動を停止し、本規定に従い外国投資家が商務部に対し買収安全審査申請を提出しなければならない。

第11条 買収安全審査に関与する商務主管部門、関連単位及び人員は、買収安全審査における国家秘密、商業秘密及び秘密保持を要するその他の情報について、守秘義務を負わなければならない。

第12条 本規定は、2011年9月1日から実施する。

（法令原文名称：商务部实施外国投资者并购境内企业安全审查制度的规定）